

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 85 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市
規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12号様式中

「

(清掃手数料) 円

清掃手数料は、翌月中旬に納入通知書を
送りますので、最寄りの銀行、信用金庫、
信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工
中金、郵便局でお支払いください。

」

を

「

(清掃手数料) 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。